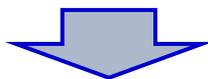


# 栃木県障害者差別解消推進条例 3 年後施行状況に関する検証報告書【概要】

R3.2 栃木県保健福祉部障害福祉課

## I 検証の実施 (P1)

- ・ 本県では、県民が、障害の有無にかかわらず、共に支え合う地域社会の実現を目指して、障害者差別の解消に県を挙げて取り組むことを決意し、栃木県障害者差別解消推進条例を平成 28 年 3 月に制定、同年 4 月から施行。
- ・ 本条例は、社会情勢の変化や県民の障害者に対する理解の深まりなどに伴い、内容をさらに深化、充実させていくべきものであることから、制定時において 3 年後の条例見直し検証規定を設けている。

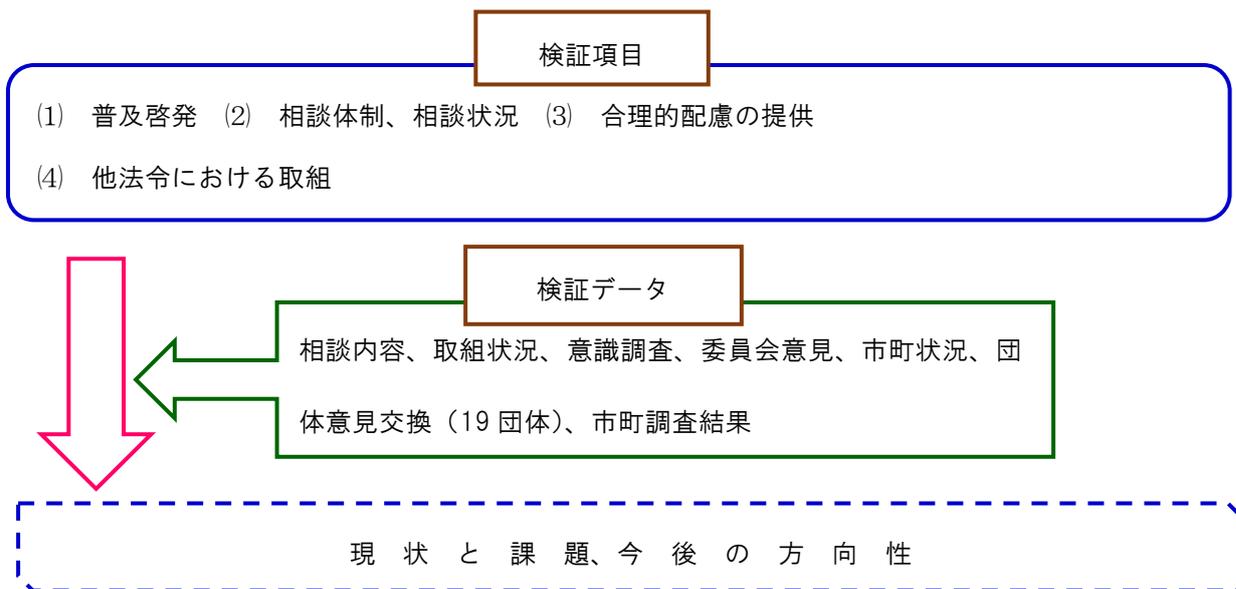


施行から 3 年が経過したことから、栃木県障害者差別解消推進委員会に検証部会を設置し、R1.11 から県内における障害者差別解消に係る推進状況や取組等について検証作業を実施。

## II 検証方法 (P3)

「普及啓発」や「相談体制、相談状況」、「合理的配慮の提供」、「他法令における取組」の 4 項目について、「県へ寄せられている障害者差別解消に係る相談内容」などの検証データを踏まえて議論を行い、「現状と課題」や「今後の方向性」について本報告書として取りまとめた。

### ◇ 検証の流れ



### Ⅲ 検証結果

#### 1 現状と課題 (P4)

##### (1) 普及啓発について

###### ア 主な取組

県政出前講座の実施、各種イベントの開催、各種広報媒体の活用、ヘルプマーク関連事業の実施

###### イ 課題

意識調査：配慮できるは8割だが、県の取組知らない5割、事業者における法や条例の理解不足

##### (2) 相談体制・相談状況について

###### ア 主な取組

差別解消相談窓口の開設、地域協議会の設置

###### イ 課題

事業者と相談者間のコミュニケーション不足、市町・団体において相談件数が少ない

##### (3) 合理的配慮の提供について

###### ア 主な取組

差別対応指針の策定、ヘルプマーク・カードの作成及び配布、情報保障の充実、教育分野における合理的配慮

###### イ 課題

教育、雇用、公共交通機関に関する課題が多い、条例改正等意見（事業者の合理的配慮の義務化、手話言語等条例）

##### (4) 他法令における取組について

###### ア 主な取組

UD タクシー・ノンステップバス導入促進、就業体験事業、優良事業所等知事表彰、庁舎バリアフリー化、eラーニング

###### イ 課題

UD タクシーやバスでの乗車拒否、身障用駐車スペースの不適切利用

#### 2 今後の方向性 (P14)

##### (1) 普及啓発について

###### ア 今後の方向性

法や条例の継続した普及啓発、ヘルプマークの活用、事業者への分かりやすい周知

###### イ 今後の主な取組

出前講座の充実、具体例による事業者への理解促進

##### (2) 相談体制・相談状況について

###### ア 今後の方向性

県や市町の役割明確化、市町や団体への支援

###### イ 今後の主な取組

相談事例集の作成・周知、市町職員等への研修支援

##### (3) 合理的配慮の提供について

###### ア 今後の方向性

建設的対話促進、情報アクセシビリティの向上

###### イ 今後の主な取組

情報アクセシビリティ向上関連施策の実施、情報コミュニケーション関係条例の制定検討

##### (4) 他法令における取組について

###### ア 今後の方向性

他分野との連携強化

###### イ 今後の主な取組

他法令を所管している関係機関、庁内各課との連携強化